

石障支第123号  
平成28年5月26日

石狩市手話に関する基本条例見直し検討会  
会長 様

石狩市長 田岡克介

石狩市手話に関する基本条例の見直しに関する提言について（依頼）

下記の事項について、検討会へ依頼をします。

記

石狩市手話に関する基本条例の内容、施策等について検証をし、見直しが必要な事項等について提言をいただくこと。

平成28年11月30日

石狩市長 田岡 克介 様

石狩市手話に関する基本条例見直し検討会

会長 荒木 広式

平成28年5月26日付け石障支第123号で依頼のありました件について、  
別紙のとおり検討会としての提言をいたします。

# 石狩市手話に関する基本条例の見直しに係る提言

平成28年11月

石狩市手話に関する基本条例見直し検討会



## 1 はじめに

石狩市は、手話は言語であることの社会的な認識を広げるため、平成25年12月19日に全国市町村初となる石狩市手話に関する基本条例（以下「手話条例」といいます。）を制定しました。手話条例の附則において、施行後3年を目途として、施行の状況について検討を加えるとされており、私たち検討会の委員は、平成28年5月から11月まで計6回にわたり手話条例の内容、施策等のあり方について、審議をしてきました。検討会において、手話は言語であることの認識を深めるため、日本手話研究所所長高田 英一氏の講演を聞き、また、ゲストスピーカーによる小学校における取り組みの紹介や検討会委員による石狩翔陽高校の手話語科目開設に向けた思いや考えと同校のボランティア局の活動に関する講話も聞きました。

私たち委員は、手話は言語であることの理解を深めるとともに、これまでの具体的な取組内容を知ることにより、手話条例が施行して2年以上が経過する間に、石狩市で手話やろう者の理解が市民に確実に広がっている状況も知ることができました。また、議論を通じて今後取り組むべき課題もみえたので、検討会として次のとおり、検討の経過を報告するとともに提言をいたします。

## 2 検討経過について

検討会では、手話条例を推進するための施策と手話条例の見直しに関して、主に議論をしました。検討の経過は、次のとおりです。

### (1) 手話条例を推進するための施策の見直しの視点について

手話条例を推進するにあたって必要な施策に関して、次に掲げる項目について、施策の見直しや内容の充実を図っていくことが必要ではないかとの意見が出されました。

#### ア 手話やろう者に触れる機会等について

- ・ 現在、学校において行われている手話授業の取り組みに関し、子ども達が幼児期から青少年期までにおいて、継続的かつ体系的に学ぶことができる環境をつくるのが大切であり、市は、教育委員会や学校と連携しながらその取り組みを継続して支援していく必要があること。

- ・ 市内において、子どもが手話やろう者と触れあう機会については、地域間においてその差がある現状を踏まえ、学校以外の場所で手話やろう者と触れあう機会をつくっていくことが必要であること。
- ・ 地域生活におけるろう者の理解をしてもらうことが必要であり、町内会等の地域を意識した手話やろう者の理解の普及啓発をすることが必要であること。

#### イ ろう者への市の取組支援について

手話条例の目的を実現するための施策の一環として、ろう者が市民へ手話を普及し、又は手話により交流するような活動をしていくことが大切であり、市はその取り組みや活動の拠点となる場所づくりについて支援をしていくことが必要であること。

#### ウ 事業所における取り組みについて

社会生活において、ろう者が安心して生活をするためには、事業所において手話やろう者の理解をさらに進めていくことが必要であること。

また、手話条例を制定した市の職員は、これまでの職員研修の内容等を踏まえた新たな取り組みが期待されていること。

#### エ 聞こえない子どもや保護者への支援について

乳幼児の時期において、子どもが聞こえないとわかった時に、手話教育（療育）を含めた適切な情報提供、その子どもの保護者への手話習得支援をしていくことが大切であり、今後施策の検討が期待されること。

#### オ 手話が言語であることの理解について

手話は、コミュニケーション手段としてだけではなく、言語として発展してきており、手話の普及を通じて、手話の言語性や言語としての発展の歴史を理解してもらうような施策の取り組みが必要であること。

#### (2) 手話条例の見直し等について

手話条例の見直しに係る部分として、次のような議論がありました。

#### ア 手話の言語としての意義について

手話の言語としての意義の明確化に関して、手話条例の見直しが必要かどうかの議論をしました。手話条例の見直し時期としては、まだ早く、現行の手話条例のままさらに取り組みを継続し、手話に関する法律の制定の動きや他の自

治体の手話条例の内容を参考にしながら、さらに検証をしていく必要があるのではないかという意見が大勢でしたが、一部の意見として、手話条例において、手話は言語であることをもう少し踏み込んだ内容で、前文において規定して明確化していく必要があるという意見もありました。

#### イ 審議会等の設置の検討について

手話条例を推進していくにあたっては、市が手話条例の推進状況や推進施策の内容について、第三者から意見を聴く場を作ることが大切であり、審議会等の設置を検討すべきではないか。

#### ウ 手話条例の目的と施策の整合性について

現行の手話条例の制定の目的と目的を実現するための施策の項目に関して、その内容が合致するものとなっているかという視点で検討する必要があるのではないか。

### 3 提言

上記の検討経過を踏まえ、検討会として次の2つを提起いたします。

1つ目として、石狩市の手話条例の推進につきましては、条例の前文及び目的に簡潔な理念を掲げながら、施策の推進方針によりその取り組みの方向性を示し、市民と行政が協力をして、これまで具体的に施策が進められてきたことは、現行の手話条例及び施策の推進方針が一体となって機能しており、これまでの推進方法に対して一定の評価をいたします。

検討会の議論における手話条例の見直しに関しては、上記の検討経過のとおり、現段階においては、手話条例の見直しをするのではなく、これまで進めてきた施策等に対して、上記2の(1)手話条例を推進するための施策の見直しの視点を参考に、新たな施策を実施し、または既存の施策の内容を充実させ、さらなる手話条例の推進をしていくことが望ましく、施策の推進方針の見直しを検討していく必要があることを提言します。

2つ目として、これまで、手話条例及び施策の推進方針に基づき、市がろう者、手話通訳者、手話関係団体と協力をしながら、施策を推進してきたことは評価できるものの、現行の手話条例においては、条例の推進状況をチェックするための審議会等を設置しておらず、また、現行の手話条例においては、「施策の推進方針を定め、又は変更する時

は、手話を使用する市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」としているものの、外部の人の意見を取り入れる仕組みが十分ではない状況にあります。

手話条例の推進及び施策の推進方針の見直しについては、第三者の意見を聞き、その意見を反映させていくことが大切であり、定期的に第三者の意見を反映させるための会議を設置することを提言いたします。

なお、会議の形態としましては、石狩市がこれまで市民と行政が協力をして手話条例を推進してきた状況を踏まえた場合に、学識経験者等の専門家を中心とした審議会を設置するよりも、実際、施策を実施するにあたって協力をしていくろう者を含めた市民、外部のアドバイザー等で構成する懇話会等の形態が望ましいと考えます。

#### 4 提言に関する付帯事項

検討会の議論の結果、現段階において、現行の手話条例の内容を見直す必要があるという結論には至りませんでした。今後の取り組みにおいて、手話は言語であること及び言語としての発展の歴史を、市民にわかりやすく伝えていくことは、手話条例の理解を広げていく上で重要なことであり、施策の推進方針において、しっかり位置づけをして取り組んでいくことが必要であることを付帯事項として提起いたします。

#### 5 おわりに

検討会の議論を通じた委員共通の思いとしましては、手話条例が目指す社会をつくるためには、今回提言した内容も踏まえ、今後も継続して長い取り組みをしていくことが必要であり、子どもから高齢の方までが手話やろう者の触れ合いを通じて、石狩市において、手話やろう者の理解がさらに広がり、近い将来、ノーマライゼーションの理念のもと、手話条例に掲げる地域社会が実現できることを期待いたします。

## 検討会開催経過

開催日	事項
平成28年5月26日	第1回検討会開催 【内容】 市長から検討会へ提言依頼と委員による意見交換
平成28年6月23日	第2回検討会開催 【内容】 1 検討内容のテーマ 子どもや若者が手話や聞こえない人のことを理解するための環境づくりについて 2 ゲスト及び委員からの講話 (1) 緑苑台小学校における手話授業の取り組みについて 石狩市立緑苑台小学校 鎌倉 英敏教諭 (2) 学校における手話の普及等について 生田 政志委員
平成28年7月27日	第3回検討会開催 【内容】 1 「手話は言語」について 2 聞こえない子どもの手話に触れる機会について 3 手話条例の見直しに向けて 4 委員のみなさんから自由発言
平成28年8月31日	第4回検討会開催 【内容】 1 手話条例の見直し等について 2 提言書のまとめ方について
平成28年9月28日	第5回検討会開催 提言のまとめ
平成28年11月30日	第6回検討会開催 提言書提出

## 石狩市手話に関する基本条例見直し検討会 委員名簿

	役職	氏名	選任区分	肩書（団体名）
1	会長	荒木 広式	学識経験者	道都大学社会福祉学部社会福祉学科
2	委員	伊井 義人	学識経験者	藤女子大学教授人間生活学部人間生活科
3	委員	佐藤 英治	団体推薦者	公益社団法人北海道ろうあ連盟
4	委員	杉本 五郎	団体推薦者	特定非営利活動法人 石狩聴力障害者協会
5	委員	舘浦 睦美	団体推薦者	北海道手話通訳問題研究会道央支部石狩班
6	委員	玉手 千晶	団体推薦者	石狩ひまわり手輪の会
7	委員	松本 利香	団体推薦者	手話サークル“ミズバショウ”
8	委員	加藤 丈明	団体推薦者	石狩市内の小学校長会
9	委員	町田 あゆみ	手話通訳者	石狩市専任手話通訳者
10	委員	生田 政志	団体推薦者	北海道石狩翔陽高等学校
11	委員	棟方 加代子	一般公募	

### 検討会事務局名簿

所 属	氏 名
石狩市保健福祉部長	三国 義達
石狩市保健福祉部障がい支援課長	石倉 衛
石狩市保健福祉部障がい支援課主査	鈴木 昌裕
石狩市保健福祉部障がい支援課主任	坂下 和広
石狩市専任手話通訳者	丸山 亜紀
石狩市専任手話通訳者	今村 美保